

平成27年7月24日

災害時に必要な物資の備蓄に関する行政評価・監視 ＜調査結果に基づく勧告＞

総務省では、災害時における国の業務継続性の確保や、帰宅困難者の発生による混乱等の防止を図る観点から、各府省における非常時優先業務等の実施に必要な食料、飲料水等の備蓄状況、帰宅困難者の受入対策の実施状況等を調査し、その結果を取りまとめ、必要な改善措置について勧告することとしましたので、公表します。

【本件連絡先】

総務省行政評価局総務課地方業務室

担 当： 高橋（たかはし）、船橋（ふなばし）

電話(直通)： 03-5253-5415

F A X： 03-5253-5418

E-mail： <https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>

※ 結果報告書等は、総務省ホームページに掲載しています。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/ketsuka_nendo/h27.html

災害時に必要な物資の備蓄に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告（概要）

背景等

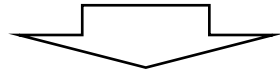
- 首都直下地震、南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合、甚大な人的・物的被害を想定。災害時に初動対応等を迅速・的確に行うためには、国の業務継続性の確保が必要（各府省は業務継続計画を策定）
- 業務継続計画の実効性を確保するためには、災害時に非常時優先業務が実施できるよう、食料、飲料水、簡易トイレ、毛布等の備蓄が必要
- 東日本大震災の際には、首都圏で約515万人の帰宅困難者が発生。大規模災害時には、大都市圏で多数の帰宅困難者の発生が予想され、国の庁舎においても帰宅困難者を受け入れることを想定

勧告日：平成27年7月24日
勧告先：15府省（内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会（警察庁）、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省）

※ 調査対象：19府省計178機関
（本府省24、地方支分部局154）

調査事項

- ①非常時優先業務等の実施に必要な物資の備蓄状況 ②帰宅困難者の受入対策の実施状況 ③備蓄物資の保管状況



1 非常時優先業務等の実施に必要な物資の備蓄の推進

調査結果

結果報告書P17、P18

- 食料、飲料水、簡易トイレ、毛布の全て又は一部に関し備蓄の目標量（※）が未設定（53/178機関）
- 目標量を定めているが、4品目の全て又は一部に関し目標量を満たす時期が未定（34/178機関）

※ 各機関がそれぞれ設定（本府省は、「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」（平成26年3月28日閣議決定）に基づき、おおむね参集要員の1週間分、参集要員以外の職員の3日分。地方支分部局は全職員の3日分など）

勧告

- 備蓄の目標量の設定
- 計画的な備蓄の実施

2 帰宅困難者の受入対策の推進

調査結果

結果報告書P28、P29

- 帰宅困難者への対応方針が未定 (39/178機関)
- 対応方針を定め、受け入れることとしているが、
受入場所が未設定 (32/69機関 (※))
受入可能人数が不明 (49/69機関)

※ 庁舎管理を行っている機関で帰宅困難者（来庁者又は庁舎外の帰宅困難者）を受け入れることとしているもの

勧告

- 対応方針の明確化
- 受入場所、受入可能人数の設定

3 備蓄物資の保管の適正化等

調査結果

結果報告書P52、P58

津波等により浸水するおそれのある場所に保管 (15機関)

勧告

保管場所の見直し

調査結果

結果報告書P52、P59

執務室と保管場所が10階以上離れている (8機関)

勧告

備蓄物資の一部を執務室の近くに保管

調査結果

結果報告書P52、P62～64

賞味期限等が過ぎているものを保管 (9機関)

勧告

賞味期限等の定期的な点検、
備蓄物資の適切な更新